

はじめに

1. 改正の要旨

(1) 背景

農林水産省所管の国営土地改良事業等に係る直轄工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため「土木工事施工管理基準及び土木工事施工管理基準実施要領」（昭和 49 年 4 月 23 日付け 49 構改 D 第 337 号（設）構造改善局長名）（以下「施工管理基準」という。）が定められ、幾度の一部改正を経て、平成 17 年 3 月全面改正（平成 17 年 3 月 28 日付け 16 農振第 2232 号農村振興局長名）され現在に至っている。

一方、施工管理技術の強化、向上を図り施工管理基準の目的が果たせるよう「土木工事施工管理基準の手引」（昭和 56 年 9 月 3 日付け 56-84 建設部長名）（以下「手引」という。）が定められ、昭和 63 年 3 月、平成 14 年 3 月及び平成 19 年 3 月の 3 度の改正が行われ現在に至っている。この間、施工管理基準においては、平成 17 年 3 月の全面改正の後、幾度かの一部改正により、関係基準類の改定内容との整合を図るなどしており、これらに対応する必要が生じた。

(2) 改正の基本方針

本手引は、施工管理基準の内容を補足した副読本的な図書と位置付け、施工管理の概論や工程管理、出来形管理及び品質管理を実施するに当たって発注者及び受注者の参考となる資料をまとめたものである。

今回の改正に当たっては、前述のことをふまえ施工管理基準の改正に伴い、関係基準類の改正内容との整合を図った。

2. 利用に当たって

(1) 実際の施工管理においては、必ずしも本手引の内容と合致するものばかりとは限らない。したがって、あくまでも一般的な内容であることに十分注意するものとする。また、本手引の記載内容については、施工管理基準と異なり基本的に拘束力を持つものではないので、取扱には注意するものとする。

その上で、本手引を参考に個々のケースに応じた施工管理が適切に行われるよう心掛けるものとする。

(2) 本手引の利用に当たり、いろいろな疑問があると思慮されるが、逐次改善を図っていきたいと思っているので、ご意見を最寄りの各地方農政局土地改良技術事務所までお寄せ願いたい。